

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
1			管理項目	—
	1.1.		登録データ	—
		1.1.1.	日本人住民データの管理	<p>本人確認の方法や住民票の状態確認についての管理も検討されたが、住民記録システムには記載がないことから、本項目は管理しないこととした。</p> <p>成年被後見人の有無については、該当した場合にその旨のアラート表示をさせることから、項目を設ける。</p> <p>利用者証明用電子証明書シリアル番号は、個人番号カード（利用者証明用電子証明書）を印鑑登録者識別カードとすることを【実装すべき機能】としたため、【実装すべき機能】とする。</p> <p>印影の氏名区分については、データ移行が煩雑になるとのご意見や、市町村の運用上必須ではないとのご意見があるため、【実装してもしなくても良い機能】とする。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は氏名及び当該旧氏を登録する。 <p>【事務処理要領 第3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録できる印鑑の数量は、1人1個に限るものとするため、同一人物が2つ以上の印鑑を登録できない。 <p>【実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔写真入りの印鑑は、「職業、資格、その他氏名以外の事項を表しているもの」に該当するため登録できない。 ・氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものは本人の印鑑と直ちに確認しがたいと認められるものに該当するため登録できない。
		1.1.2.	外国人住民データの管理	<p>1.1.1.日本人住民データの管理と同様。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合は氏名及び当該通称を登録する。 ・外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は、当該氏名のカタカナを登録する。 <p>【事務処理要領 第3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録できる印鑑の数量は、1人1個に限るものとするため、同一人物が2つ以上の印鑑を登録できない。 <p>【実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔写真入りの印鑑は、「職業、資格、その他氏名以外の事項を表しているもの」に該当するため登録できない。 ・氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものは本人の印鑑と直ちに確認しがたいと認められるものに該当するため登録できない。
		1.1.3.	除票	(該当箇所なし)
		1.1.4.	空欄	(該当箇所なし)
		1.1.5.	年月日の管理	住民記録システムから反映されるデータがあるため、住民記録システムに準ずる。
		1.1.6.	年月日の表示	住民記録システムに準ずる。
		1.1.7.	メモ機能	住民記録システムに準ずる。
		1.1.8.	郵便番号	住民記録システムに準ずる。
		1.1.9.	郵便物送付コード	住民記録システムに準ずる。

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
	1.2.		異動履歴データ	—
		1.2.1.	異動履歴の管理	住民記録システムに準ずる。 印鑑登録事務処理要領に基づき、印鑑登録証の再交付を行う場合は、「印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したとき」に限ることとする。なお、「亡失した場合」は、悪用防止のため印鑑登録番号を変更する必要があることから、再交付の対象とはしない。
		1.2.2.	異動事由	登録の事由内の「抹消の取消し」は、誤記により抹消した場合において、印鑑登録の機能を回復することを指す。 抹消の事由において、住民記録システムから転出や死亡等の抹消の連携がされた場合は、基本的に住民記録システムと連動する仕組みとするべきであることから、すべて「住民票の消除」としてまとめて取り扱う。 また、令和元年11月19日の通知により、印鑑登録ができない者は成年被後見人でなく意思能力を有しない者とされていることから、当該事由を抹消の事由とした。 印鑑登録証再交付の事由において、住基カードの兼用交付は今後おこなわないため、兼用交付の事由は個人番号カードのみとしている。 なお、印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除は、印鑑登録に異動が生じたものではないため異動事由としては設定しない。 また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領 第2-3】 ・市町村長は、登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。 【事務処理要領 第5-1】 ・印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録市町村長に対して当該印鑑の登録の廃止を申請する場合には、印鑑登録証を添えて、書面で行わなければならないものとする。 ・印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、当該登録された印鑑を亡失した場合には、登録市町村長に対して、印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならないものとする。 【事務処理要領 第5-2】 ・住所等の登録事項について変更しようとする場合には、登録市町村長に対してその旨を届出なければならないものとする。 ・届出があったときは審査した上、又は印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知ったときは職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。 【事務処理要領 第5-3】 ・市町村長は、当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名を変更したこと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったことその他その者に係る印鑑の登録をまつ消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録をまつ消するものとする。 ・市町村長は、印鑑の登録の廃止の申請があったときは審査した上、当該申請書に係る印鑑の登録をまつ消するものとする。また、印鑑登録証の亡失の届出があったときについても同様とする。
	1.3.		その他の管理項目	—
		1.3.1.	入力場所・入力端末	住民記録システムに準ずる。

■ 印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
		1.3.2.	印鑑登録番号付番	<p>登録番号の付番は印鑑登録事務の基本的な運用に深くかかわることから、標準化の是非について難しいところではあるが、結果的に登録番号の仕様がカスタマイズの原因となることから、標準仕様を策定することとした。</p> <p>システムによっては、登録番号を15桁以上で管理している者も存在し得るが、地域情報プラットフォーム及び中間標準レイアウトにおいて15桁とされており、規模の大きい市町村の人口にも十分対応可能と考えられる15桁とした。現在、15桁に満たない桁数で付番しているシステムについては、左側を0で埋めることで、本仕様書案の番号体系に適合することが可能である。</p> <p>登録番号に表示された文字によって登録等の処理を行った支所等の区別をしている市町村もあることなどを考慮すれば、数字のみでは足りないことから、本仕様書案では半角英字も使用可能とする。ひらがなや漢字などを使用している市町村もあるが、英数字による区別に置き換えることも可能であり、英数字の方が、ひらがなや漢字よりも圧倒的に数が少なく、外字も発生しない分、汎用性も高いと考えられることから、使用可能な文字・数字は必要最小限に絞り、半角英数字以外の文字は使用しないこととする。</p> <p>既に本仕様書案の番号体系と異なる体系で付番された印鑑登録証等を所持している者もシステム上で管理できるよう、9から始まる15桁の番号を使用することで、券面には、システム上で付番された登録番号と異なる番号が記載されていることがわかるようにし、実際に券面に記載されている登録番号は「旧登録番号」としてシステムで登録・管理できる機能を実装する。なお、自動連番とした場合でも、大きな値の番号のほうが先に利用されたり、重複したりする可能性が低いと考えられることから、9から始まる番号を使用することとした。</p> <p>また、印鑑登録証の再利用を考慮し、抹消された登録番号についての再登録も検討されたが、二重登録を防ぐ観点から盛り込まないこととした。</p>
		1.3.3.	和暦・西暦管理	住民記録システムに準ずる。
		1.3.4.	公印管理	住民記録システムに準ずる。
		1.3.5.	印鑑登録証データの管理	<p>印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの券種については、7. 印鑑登録証を参照されたい。</p> <p>住基カードについては、新規発行はなく、最長で券面の有効期限が令和7年のため、【実装しない機能】とした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第5-3】</p> <p>印鑑を登録した場合において、登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもつて調製された印鑑登録証（以下「印鑑登録者識別カード」という。）を交付するものとするができる。</p>
		1.3.6.	交付履歴の管理	住民記録システムに準ずる。
2			検索・照会・操作	—
	2.1.		検索	—
		2.1.1.	検索機能	住民記録システムに準ずる。
		2.1.2.	検索文字入力	住民記録システムに準ずる。
		2.1.3.	基本検索	住民記録システムに準ずる。
	2.2.		照会	—
		2.2.1.	登録内容照会	(該当箇所なし)
		2.2.2.	異動履歴照会	(該当箇所なし)
		2.2.3.	交付履歴照会	(該当箇所なし)
		2.2.4.	操作者照会	(該当箇所なし)
	2.3.		操作	—
		2.3.1.	キーボードのみの画面操作	住民記録システムに準ずる。

■ 印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
3			抑止設定	—
	3.1.		異動・交付・照会抑止	DV等支援対象者に対する抑止措置は、印鑑登録システムにおいても実施することとする。印鑑登録システムは住民記録システムと一体的に運用されているシステムであることから、一時解除も含めたDV等支援措置に関する抑止について住民記録システムにおける集中管理がなされ、印鑑登録システムに連携されるものとする。
4			印鑑登録	—
	4.1.		世帯内印鑑登録状況・印影表示	—
		4.1.1.	世帯内印影表示	(該当箇所なし)
		4.1.2.	世帯内印影比較	比較機能により合致割合算出ができることについても検討されたが、算出した結果、合理的な合致割合を一意に決めることは技術的に難しいことを踏まえ、盛り込まないこととした。
	4.2.		即時登録	—
		4.2.1.	即時登録	<p>簡体字又は繁体字による印影の印鑑は、住民票に使用している文字との紐づけをシステムにおいて自動判別させ、判定を実施する。</p> <p>既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があったときは旧印鑑での印鑑登録証明書を回収しない限り、印鑑登録証明書を発行してはならない運用とすることとした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、登録の申請を書面で市町村長に対して行わなければならないこと。 <p>【実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が印鑑登録する場合、住民基本台帳に併記されている通称であれば、印鑑登録できることとする。 <p>【平成24年1月20日通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民について、簡体字又は繁体字によるものであっても、住民票における文字と同一の文字を表している限り、当該印鑑の登録は認める。なお、住民票における文字と同一の文字を表していると認められる範囲を判断するに当たっては、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成23年法務省告示第582号）」も参考にすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・改印前の印鑑について交付された印鑑登録証明書がある場合には、アラートが表示されることを実装すべき機能したことに伴い、今後、コンビニでの交付履歴を印鑑登録システム側で確認できる仕組みをコンビニ交付に関する証明書発行サーバ側で持つことについてJ-LISを中心に検討を進めることとしている。
		4.2.2.	印鑑登録原票確認票出力	正しく印鑑登録ができたかを確認するための機能。印影は実際に紙に出力し、目視しないと正しく登録できたか判断できないため、印鑑登録証明書に出力するのと同様の方法で印鑑登録原票確認票を出力する機能が必要となる。

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
	4.3.		保証人	—
		4.3.1.	保証人確認	<p>保証人方式は、事務処理要領上可能な方法だが、実施していない自治体もあるため、【実装してもなくても良い機能】とした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-3】 登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次に掲げる文書のうちのいずれかのもの提示によって、市町村長が当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることが適正であると認定したときには照会を省略することができるものとする。 ア 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写兵を貼付したもの イ 当該市町村において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面</p> <p>窓口において申請者の印鑑登録事務をおこなう前におこなわれる事務であり、それを容易にするための機能である。保証人の持つ印鑑の印影照合のために、保証人確認表を出力する機能が必要となる。保証人は印鑑登録済みの住民であることが前提となっているため、保証人の検索は、2（検索・照会・操作）の機能による。 また、申請者の本人確認ができないため虚偽の申請でないかの確認のための通知は、4.3.2（交付確認）にておこなう。</p>
		4.3.2.	交付確認	保証人方式は、事務処理要領上可能な方法だが、実施していない自治体もあるため、【実装してもなくても良い機能】とした。
	4.4.		印鑑照会及び回答	—
		4.4.1.	仮登録（照会中）	<p>照会登録を通じて印鑑の照合確認を確実にできるような観点から、「仮登録（照会中）」は【実装すべき機能】とする。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-3】 登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。</p>
		4.4.2.	印鑑の登録に関する照会書発行	<p>文書による照会をおこなう場合の回答期限について、自治体の条例等により異なるため、自治体ごとにデフォルトの日数を選択できることとする。また、期限が閉庁日の場合の期限は、地方自治法第4条の2第4項に基づき、翌開庁日とする。 また、照会書送付先の住所は、虚偽申請を防ぐため住民票上の住所への送付とする。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-3】 登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。</p>

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
		4.4.3.	照会状況管理	(該当箇所なし)
		4.4.4.	申請者の申請取りやめに伴う仮登録(照会中)の取消し	(該当箇所なし)
		4.4.5.	期限切れによる仮登録(照会中)の取消し	(該当箇所なし)
		4.4.6.	回答登録	<p>既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があったときは、旧印鑑での印鑑登録証明書を回収しない限り、印鑑登録証明書を発行してはならない運用とすることとした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第2-3】 登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。</p> <p>【実例】 ・外国人が印鑑登録する場合、住民基本台帳に併記されている通称であれば、印鑑登録できることとする。</p> <p>【平成24年1月20日通知】 ・住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民について、簡体字又は繁体字によるものであっても、住民票における文字と同一の文字を表している限り、当該印鑑の登録は認める。なお、住民票における文字と同一の文字を表していると認められる範囲を判断するに当たっては、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示(平成23年法務省告示第582号)」も参考にすること。</p>
		4.4.7.	照会中の印鑑の変更	印鑑の変更は「4.4.4(照会の取消し)→4.2.1(即時登録)」の機能を順次呼び出すことで実現できるが、職員の再入力の手間を考え、【実装すべき機能】とする。
		4.5.	印影登録	-
		4.5.1.	印影読込	<p>平成2年7月30日通知では「印鑑登録原票」は印影以外のデータと印影の紙両方のことを指していたが、印影および印影以外の情報をシステム上に登録した内容を「印鑑登録原票」と指すこととする。ただし、印影については電子データ保存の場合、縮尺などが変更されてしまう可能性があることから、可視台帳(印影を紙に押下した紙原本)は別途保管することとする。(そのため、印影差し替えの場合は紙原票(可視台帳)の差し替えが必要となる。)</p> <p>印影データの電子保存(可視台帳の廃止)も検討されたが、バックアップ体制や偽造防止施策が技術的に十分とは言えないため、現状は可視台帳の保管を前提に仕様を検討した。</p> <p>印影の解像度について、標準仕様として600dpiに統一し、仕様に沿っていない印影を移行時にすべて変換をすることとしているが、全国照会を通じて意見を頂戴する。</p> <p>他には、下記案が検討された。</p> <p>他案① 指定した年数までで、すべての移行データも含めて600dpiに統一する</p> <p>他案② 600dpi以下の移行データはそのまま保持し、印鑑登録証明書に解像度を明記する</p> <p>ただしそれぞれにおいて検討の際に下記のような懸念が示された。</p> <p>他案① 自治体の規模やスキャナ機器台数等により様々であることから、年数の指定が難しい。</p> <p>他案② 解像度が統一されていないためベンダロックインの原因となる恐れがある。また、システム内での印影比較の際に正確な比較が行えない。</p> <p>なお、データ形式の変換は印影に変更を加えないまま実施することを想定しており、改ざんに当たらない。</p> <p>印影の周辺の汚れ(黒点)を削除できることも検討されたが、印影の加工にあたる可能性があるため盛り込まないこととした。</p>

■ 印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
		4.5.2.	印影登録	(該当箇所なし)
	4.6.		印鑑登録原票の改製	印鑑登録原票に関する考え方の整理は4.5.1.のとおり。
	4.7.		印鑑登録原票の除票	(該当箇所なし)
5			印鑑登録の廃止	—
	5.1.		窓口又は郵送等による廃止の申請	—
		5.1.1.	廃止の申請	事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領 第5-1】 ・登録市町村長は、印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織を使用して行う当該印鑑の登録の廃止の申請を受理することができる。 【事務処理要領 5-3】 ・印鑑の登録の廃止の申請があったときは審査した上、当該申請書に係る印鑑の登録をまつ消するものとする。
		5.1.2.	印鑑登録原票（除票）確認票出力	(該当箇所なし)
	5.2.		電子申請	事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領 5-1】 ・登録市町村長は、印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織を使用して行う当該印鑑の登録の廃止の申請を受理することができる。
6			印鑑職権処理	—
	6.1.		異動の取消し	住民記録システムに準ずる。
	6.2.		職権抹消	—
		6.2.1.	職権抹消	事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【令和元年12月12日通知】 ・既に印鑑の登録を受けている者が意思能力を有しない者であることを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消する。
		6.2.2.	印鑑登録証の亡失	事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領第5-3-(2)】 ・市町村長は、印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請書に係る印鑑を抹消するものとする。また、印鑑登録証の亡失の届出があったときについても同様とする。

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
		6.2.3.	住民記録連動抹消	<p>住民票が削除された場合は印鑑登録システムに自動連携され抹消とする。なお、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した場合については、アラートでその旨を表示し、個別に確認することとした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領 第5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。
		6.2.4.	抹消通知	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領 第5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）を除く事由による登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。
		6.3.	職権修正	—
		6.3.1.	職権修正	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領 第5-2】</p> <p>市町村長は、住所等の登録事項について変更の届出があつたときは審査した上、又は印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知ったときは職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。 【平成2年7月30日 通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影以外の事項については、住民記録システムと連動させることにより、住民記録システムが保有する該当事項を印鑑登録原票の登録事項として活用することとして差し支えない。また、この場合において、住民基本台帳法上の届出に基づき、又は職権で行われた住民記録システム上の記録の修正をもって、印鑑登録原票の登録事項について同一の内容の職権修正を行ったものとして差し支えない。
		6.3.2.	誤記修正	住民記録システムに準ずる。
7			印鑑登録証	—
	7.1.		印鑑登録証	—
		7.1.1.	印鑑登録証	<p>事務処理要領に基づき、印鑑登録証を交付できることを【実装すべき機能】とする。</p> <p>印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードを個人番号カードへ統一することも検討されたが、個人番号カードの場合は、代理人による使用を想定しづらい点等を鑑み、印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードは個人番号カードの利用と併存させることとした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。 【事務処理要領第3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要と認める場合には、印鑑を登録した場合において、登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもって調製された印鑑登録証を交付する（印鑑の登録を受けている者又はその代理人については、その申請に基づき、交付を受けている印鑑登録証と引換えに、印鑑登録者識別カードを交付する）ものとするができる。

■ 印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
	7.2.		印鑑登録者識別カード	-
		7.2.2.	印鑑登録者識別カード	<p>事務処理要領に基づき、印鑑登録者識別カードを交付できることを【実装すべき機能】とする。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要と認める場合には、印鑑を登録した場合において、登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもって調製された印鑑登録証を交付する（印鑑の登録を受けている者又はその代理人については、その申請に基づき、交付を受けている印鑑登録証と引換えに、印鑑登録者識別カードを交付する）ものとするができる。
		7.2.1.	必要事項登録	(該当箇所なし)
		7.2.2.	必要事項削除	(該当箇所なし)
		7.2.3.	登録者暗証番号設定	(該当箇所なし)
		7.2.4.	登録者暗証番号廃止	(該当箇所なし)
	7.3.		印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領第3-3】</p> <p>印鑑登録証の再交付の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付する。</p>
	7.3.		個人番号カード以外の印鑑登録者識別カードの利用	-
	7.4.		個人番号カードの利用	<p>事務処理要領に基づき、個人番号カードを印鑑登録証等として利用できることを【実装すべき機能】とする。</p> <p>住基カードについては、新規発行はなく、最長で券面の有効期限が令和7年のため、仕様書には盛り込まない。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑を登録した場合で個人番号カードの交付を受けている者から当該個人番号カードを印鑑登録証等として利用する旨の申請があったときは、印鑑登録証等の交付に代えて、当該個人番号カードを印鑑登録証等として利用することを認めるものとする。
		7.4.1.	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第6-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用して印鑑登録者識別カードとして利用する場合には、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録者識別カードである個人番号カードを提示し、公的個人認証法第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明（公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。）が有効になされたことの確認を受けることができない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものとする。

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
		7.4.2.	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第6-2】</p> <p>(1)個人番号カードの条例等利用領域（個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1～12の条例利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域（個人番号カード等に関する技術的基準第1～4の基本利用領域をいう。）及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープ等に必要事項を記録するものとする。</p> <p>(2)印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証等である個人番号カードを提示し、登録者暗証番号（(1)の個人番号カードの条例等利用領域に設定された暗証番号を含む。）を照合することができない限り、印鑑登録証明書の交付をうけることができないものとする。</p>
		7.4.6.	印鑑登録の抹消	<p>個人番号カード本体の有効期間が満了した場合には、当該カードのICチップに記録された利用者証明用電子証明書も失効し、更新することができず、印鑑登録証明書の交付申請時に有効性確認ができないことに加え、印鑑登録証等を亡失した場合と同等であることから登録を抹消することとする。</p> <p>個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとしている際に、当該カードの有効期限満了日によって抹消となる場合事前通知をすることも検討されたが、個人番号カードの有効期間満了3か月前にJLISが「有効期限通知書」を送付しており、その機能を果たしうると考えられることから、印鑑登録システムの仕様書には記載しない。</p> <p>また、利用者証明用電子証明書の有効期間のみが満了しても、個人番号カード本体が失効していなければ、当該有効期間を更新することで、再度印鑑登録者識別カードとして印鑑登録証明書の交付申請に利用することは可能とする。</p>
8			印鑑登録証明書	—
	8.1.		印鑑登録証明書交付	—
		8.1.1.	印鑑登録証明書交付	<p>平成28年12月12日通知にて、「性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとすること」を「差し支えない」としていることから、性別欄を設けない自治体が多数存在することに鑑み、性別欄を印鑑登録証明書に設けるかについては自治体を選択できることとする。</p> <p>ただし、性別欄を設けた自治体においても、住民の申出により性別を記載しないことができること、及びその場合には記載漏れ等の疑いを避けるためにアスタリスクを記載することを【実装してもしなくても良い機能】とした。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 ・印鑑登録者識別カードの交付を受けている場合には、市町村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に印鑑登録者識別カード及び登録者暗証番号を使用して入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。印鑑登録証明書の交付の方法は、端末機からの出力によるものとする。
		8.1.2.	交付番号	住民記録システムの発行番号に準ずるが、印鑑登録証明書は1ページであることが通常のため、ページ数／総ページ数は記載しない。
		8.1.3.	公印・職名の印字	住民記録システムに準ずる。
		8.1.4.	文字溢れ・外字	住民記録システムに準ずる。

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
		8.1.5.	印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>印鑑登録証明書申請窓口での対応を記載した。 窓口において職員が印鑑登録者識別カードを申請者から預かり、記録している登録番号を読み出し、印鑑登録証明書を発行することができる。 また、暗証番号が設定されている場合、窓口において申請者が暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書を発行することができる。</p>
		8.1.6.	個人番号カードを利用した証明書の出力	<p>事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第6-2】 ・印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証等である個人番号カードを提示し、登録者暗証番号を照合することができない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものとする。</p> <p>【事務処理要領 第6-3】 ・個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用する場合には、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録者識別カードである個人番号カードを提示し、公的個人認証法第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認を受けることができない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものとする。</p>
		8.1.7.	個人番号カードによる証明書の交付	<p>印鑑登録証明書を郵送で交付する電子申請を【実装すべき機能】とする。 また、住民記録システムの標準仕様書に合わせて、コンビニ交付及びコンビニ交付以外のオンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有することとする。</p> <p>また、事務処理要領等の取扱いや考え方に基づき整理した。</p> <p>【事務処理要領 第4-1-(5)】 ・印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織（市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請を受理することができる。 この場合においては、登録番号その他の市町村長が印鑑登録原票との照合に必要なと認める事項について入力させ、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書のいずれかと併せてこれを送信させることにより、申請の意思を確認するものとする。</p> <p>① 公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書 ② 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）</p> <p>この場合における交付の方法は、申請者の請求に基づき、申請者の住所あて、当該印鑑登録証明書を郵送することができるものとする。</p>

■ 印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由

資料5

#1	#2	#3	項目名	考え方・理由
	8.2.		印鑑登録証明書交付一時停止	—
		8.2.1.	印鑑登録証明書交付一時停止	発行制限をかけたまま放置されたデータがないかの確認、及び発行制限をかけている人数を確認する自治体があるため、「一時停止対象者を一覧で確認できること、又は一時停止対象者を抽出したファイルを作成できること」を【実装してもしなくてもよい機能】として設定する。
		8.2.2.	印鑑登録証明書交付一時停止解除	(該当箇所なし)
9			バッチ	住民記録システムに準ずる。
10			EUC	住民記録システムに準ずる。
11			エラー・アラート項目	—
	11.1.		エラー表示	住民記録システムに準ずる。
	11.2.		アラート表示	住民記録システムに準ずる。 成年被後見人の場合は、印鑑登録を受理できない可能性があることから、アラートを発出する。 また、事務処理要領にて「満15歳未満の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする」と規定されているが、実務として高校の奨学金の申請の際に必要な場合等があることから、アラートを表示する。
12			実行制御	—
	12.1.		審査・決裁	仮登録中に仮登録前のデータに基づく証明書の交付も検討されたが、古い情報に基づく証明書の発行となるため盛り込まないこととした。 責任者の決裁がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されないことから、決裁機能は【実装すべき機能】とする。ただしシステム上での処理は代決者がおこなうことも許容する。
	12.2.		印刷	住民記録システムに準ずる。
13			システム管理	—
	13.1.		権限管理	—
		13.1.1	操作権限管理	住民記録システムに準ずる。
		13.1.2	操作権限設定	(該当箇所なし)
	13.2.		アクセスログ管理	住民記録システムに準ずる。
	13.3.		データ整備	—
		13.3.1	整合性チェック	(該当箇所なし)
		13.3.2	除票の経年抹消	除票の保存期限は、事務処理要領第7-3 保存期間のとおり。 【事務処理要領 第7-3】 印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間の範囲内とするものとする。 ア 印鑑登録原票の除票にあつては、5年
		13.3.3	データ移行処理	(該当箇所なし)
		13.3.4	バックアップ	(該当箇所なし)